

被災建築物・災害廃棄物（土砂混じりがれき）を 既に自費で撤去された方へのご案内（費用償還）

平成30年10月 江田島市

本制度は、平成30年7月豪雨によって甚大な被害を受けた被災建築物又は災害廃棄物（土砂混じりがれき）について、倒壊又は二次災害を引き起こすおそれがあるなど生活環境保全上支障のあるものを、既に自費で撤去された方を対象として費用の償還を行うものです。

1 償還の対象

(1) 被災建築物の撤去対象要件

次のいずれの要件も満たす必要があります。

- ① 災証明で、全壊、大規模半壊、半壊の認定を受けたもの
- ② 所有者が個人又は中小企業基本法第2条に該当する中小企業者であること
- ③ 家屋等をすべて解体・撤去したもの

※家屋の一部解体やリフォームに伴うものは対象ではありません。

住家以外の事務所等も原則として対象となります。

周りに住宅等がない場所にある倉庫や作業小屋等は対象外となる場合があります。

【注意点】※償還の対象となる撤去は次の範囲です。

- ・ 地上より上の建物部分と基礎部分（杭基礎は除く。）
- ・ 地下室や地下埋設物は対象外
- ・ 庭木、庭石などは対象外
- ・ ブロック塀などは、原則対象外ですが、損壊して危険であった場合は対象
- ・ 解体後の粗整地のみ（きれいな砂を入れての整地は対象外です。）

(2) 災害廃棄物（土砂混じりがれき）の撤去対象要件

次のいずれの要件も満たす必要があります。

- ① 人力等では撤去が困難なもの
- ② 宅地内に堆積していたもの

※農地や山林に堆積しているものは対象ではありません。ただし、宅地と隣接しているなどの条件によっては、対象となる場合があります。

【注意点】

- ・ 家屋の清掃や消毒作業は対象外です。
- ・ 法面の復旧など、現状復旧や改良工事は対象外です。

2 償還額の算定

建築物の構造、延床面積、土砂混じりがれきの量などに応じて、市が定めた基準により、償還額を算定します。

市が定めた基準により算出した額と、ご自身が業者に支払った金額を比較し、安価な方の金額が償還額となります。

そのため、自己負担が発生する場合があります。

3 受付に必要な書類等

(1) 被災建築物の撤去（同時に土砂混じりがれきを撤去した場合も含む。）

- ① 申請書（実印を押印。印鑑登録証明書添付）
 - ② 申込者の身分証明書（写真付き），写真なしの場合は2種類
 - ③ 被災証明書
 - ④ 登記事項証明書（建物・全部） ※未登記の場合は固定資産評価証明書
 - ⑤ 敷地配置図（解体した建物を明記してください。手書き可）
 - ⑥ 建物解体証明書（解体工事を行った業者が作成したもの）
 - ⑦ 状況写真（被災状況・撤去作業・現況の確認できる現像したもの。）カラーコピー可
 - ⑧ 撤去に係る契約書の写し
 - ⑨ 撤去費用に関する領収書の写し
 - ⑩ 撤去費用に関する詳細な内容が分かるものの写し（工事内訳明細など）
 - ⑪ 撤去で排出した廃棄物を産業廃棄物として処理した場合のマニフェスト伝票の写し
 - ⑫ 委任状（代理人が申請する場合。申請者の実印押印。印鑑登録証明書添付）
- ※ 申請者のほかに建物の権利者がいる場合は，次の書類が必要です。
- ⑬ 同意書（共有者・相続権者・抵当権者・賃借権者等）
 - ⑭ 誓約書（同意書の提出が難しい場合など）
- ※ 個別の状況により，必要書類を追加していただく場合があります。

(2) 災害廃棄物（土砂混じりがれき）の撤去

- ① 申請書
 - ② 申込者の身分証明書（写真付き），写真なしの場合は2種類
 - ③ 敷地配置図（撤去した土砂混じりがれきの範囲を明記してください。手書き可）
 - ④ 状況写真（被災状況・撤去作業・現況の確認できる現像したもの。）カラーコピー可
 - ⑤ 撤去に係る契約書の写し
 - ⑥ 撤去費用に関する領収書の写し
 - ⑦ 撤去費用に関する詳細な内容が分かるものの写し（工事内訳明細など）
 - ⑧ 撤去で排出した廃棄物を産業廃棄物として処理した場合のマニフェスト伝票の写し
- ※ 市の仮置場に搬入した場合は不要です。
- ⑨ 委任状（代理人が申請する場合。申請者の実印押印。印鑑登録証明書添付）
- ※ 個別の状況により，必要書類を追加していただく場合があります。

※申請書類につきましては，手続き等を説明の上お渡しいたしますので，
市役所本庁2階 地域支援課までお越しください。

問い合わせ：江田島市 市民生活部 地域支援課 TEL 0823-43-1637